

子母発0409第3号  
令和2年4月9日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて

不妊に悩む方への特定治療支援事業においては、高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、患者の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者が増加する中で、令和2年4月7日に政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、また、同日に日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会より「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」が会員宛に発出され、不妊治療について、「三学会は基本的に延期できるものは延期とする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」との見解が示されたところです。このようなことから、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定されます。

つきましては、こうした状況に鑑み、平成17年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、時限的に、下記の通り取り扱うことといたしました。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、下記にご留意の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知をお願いします。

## 記

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象者については、現行の要綱上、「治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が 44 歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱うこととして差し支えない。
2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の通算助成回数については、現行の要綱上、「初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、6 回(40 歳以上であるときは通算 3 回)」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 41 歳未満であるときは、通算助成回数を 6 回と取り扱うこととして差し支えない。

以上

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

### 1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染者が増加する中で、令和2年4月7日付けで、
    - ・ 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出
    - ・ 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会の「見解（※）発表」
- ※「（不妊治療について）基本的に延期できるものは延期するとする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」  
がなされたところ。
- そのため、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされること  
が想定。

### 2. 対応

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、  
年齢要件を緩和。

① 対象者 治療期間初日の妻の年齢 「43歳未満」 → 「44歳未満」

② 通算回数

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）

↓

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

## 1. 事業の概要

- 要旨  
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成  
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象治療法  
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻  
をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 対象者  
① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したもののついては、1回7.5万円  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、  
40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
- 給付の内容  
② 男性不妊治療を行った場合は15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）  
※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 所得制限  
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関  
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体  
都道府県、指定都市、中核市
- 補助率  
1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
- 予算額  
令和2年度予算151億円（令和元年度予算164億円）

## 2. 沿革

- 平成16年度創設  
1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
- 平成18年度  
通算助成期間を2年間→5年間に延長
- 平成19年度  
給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円  
に引き上げ
- 平成21年度補正  
給付額1回10万円→15万円に拡充
- 平成23年度  
1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
- 平成25年度  
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
- 平成25年度補正  
安心子ども基金により実施
- 平成26年度  
妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成  
（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書  
における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）  
安心子ども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
- 平成27年度  
初回治療の助成額を15万→30万円に拡充
- 平成27年度補正  
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
- 平成28年度  
妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回ま  
で、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の  
制限廃止）
- 令和元年度  
男性不妊治療にかかる初回の助成額を15万→30万円に拡充

## 3. 支給実績

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
平成16年度	17	25	31	60	72	84	96	112	134	148	152	160	141
平成17年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成18年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成19年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成20年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成21年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成22年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成23年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成24年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成25年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成26年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成27年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成28年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03
平成29年度	65	77	04	87	02	09	05	08	02	04	03	07	03